

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の廃止について

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例

藤沢市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成24年藤沢市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、都市計画区域内の土地を譲渡しようとする場合の届出を要する土地の規模を公有地の拡大の推進に関する法律施行令で定める規模とするため、条例を廃止する必要による。